

# 教育再生実行会議第十二次提言

## ～ポストコロナ期における新たな学びの在り方について～

### 1. 教育再生実行会議の概要

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成25年1月から内閣総理大臣が開催しているものです。同会議では、令和3年6月までに十二次にわたる提言を行いました。これらの提言を受け、すでにいじめ防止、教育委員会改革、大学ガバナンス改革及び教育研究力の強化、義務教育学校の制度化、専門職大学の制度化等について法改正等がなされるなど、様々な施策が実施に移されました。

### 2. 第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」

令和3年6月3日に第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方」が取りまとめられました。

新型コロナウイルス感染症は、世界各地で人々の生命や生活、価値観や行動、さらには経済や文化など社会全体に広範かつ多面的な影響を与えており、我が国社会の様々な課題が浮き彫りになる中、教育に関しても、例えば、日本の子供たちは幸福度、自己肯定感、当事者意識が低いといったように、従来から認識されながらも解決に至らなかった様々な課題が明らかになりました。

教育再生実行会議では、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、コロナ禍を機に改めて考えるべき課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング(Well-being)の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。こうした社会を実現していくためには、一人一人が自分の身近なことから他者のことや社会の様々な問題に至るまで関心を寄せ、社会を構成する当事者として、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができるようになることが大切です。こうした個人を育むためには、我が国の

教育再生実行会議 第十二次提言概要  
「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」(令和3年6月3日)

<p><b>ニューノーマルにおける教育の姿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を目指し、学習者主体の教育に転換</li> <li>○デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのデータ(学習面、生活・健康面、教師の指導面)の活用</li> </ul> <p><small>【意義】①子供：学びの機会や質の充実 ②教師：指導方法の充実や働き方改革 ③行政：現状把握に基づく政策立案</small></p>	
<p><b>1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策</b></p> <p>(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型教育への転換～</p> <p><b>①一人一台端末の本格運用に係る環境整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心に端末を取り扱うための手引の策定・周知</li> <li>○個人情報保護制度の見直しを踏まえた学校教育上の取扱いの明示</li> </ul> <p><b>②データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習状況のデータを管理するマネジメントシステムの活用促進</li> <li>○同時双方向やオンデマンドによる授業モデルの展開</li> </ul> <p><b>③学びの継続・保障のための方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校でも家庭でも継続して学習できるオンライン学習システムの全国展開</li> <li>○不測の事態でも、学校と児童生徒の関係を継続し、学びを保障する取組の推進</li> <li>○小学校との連続性を意識した幼児教育推進体制の充実・強化</li> </ul> <p><b>④学びの多様化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高校生が大学の講義を学ぶ「先取り履修」の推進</li> <li>○大学への飛び入学者への高校卒業資格付与&lt;従来、大学中退の場合、中卒扱い&gt;</li> </ul> <p>(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備</p> <p><b>①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校35人学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め望ましい指導体制の検討</li> <li>○新たな学校施設の在り方(令和の学校施設スタンダード)の明確化</li> </ul> <p><b>②教師の質の向上、多様な人材の活用等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教員免許制度、教員養成大学・教職課程等の総合的な見直し</li> <li>○教員免許更新制の改革、特別免許状の見直しなど多様な人材確保策</li> </ul>	<p><b>2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策</b></p> <p>(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿</p> <p><b>①遠隔・オンライン教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ハイブリッド型教育の推進、MOOCや大学間連携などリソースの共有・有効活用</li> <li>○単位数上限算定の考え方の明確化、質保証システムの在り方の見直し</li> </ul> <p><b>②教学の改善等を通じた質の保証(「出口における質保証」)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「教学マネジメント指針」に基づく密度の高い組織的な大学教育の展開</li> </ul> <p><b>③学びの複線化・多様化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高校時代に取得した大学の単位数に応じ、修業年限を柔軟化</li> <li>○産学連携による職業教育機能の強化、リカレント教育の充実</li> </ul> <p><b>④デジタル化への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学修履歴証明書の普及、学修管理システムによる学修データを活用した教育改革</li> <li>○さらに、⑤学生等への支援の充実、⑥大学等の施設・設備の整備の推進</li> </ul> <p>(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略</p> <p><b>①グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国際連携教育課程(ID)の一層の普及促進</li> <li>○高校段階からの海外留学促進、「トビタテ」留学JAPANの後継事業の実施</li> </ul> <p><b>②優秀な外国人留学生の戦略的な獲得</b>※技術流出防止等に十分に配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国際バカロレア(IB)などの成績を用いた特別入試の実施</li> <li>○頭脳循環の拠点となる大学での優秀な留学生の獲得に資する制度の検討</li> </ul> <p><b>③学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等の国際化や学びの多様化に対応した秋季入学・4学期制や早期卒業・修了の推進、秋採用や最終学年6月以降の通年採用の推進・情報発信</li> </ul>

### 3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策

#### (1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進

##### 【今後の望ましい在り方】

- 全ての学校種で一律に秋季入学へ移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化のため必要な支援を実施  
(例：ギャップタームの成果の普及、定員管理や授業料の在り方の整理)
- 産業界における採用・雇用慣行の改革と併せた取組の推進・情報発信  
(例：秋採用・最終学年6月以降の通年採用)
- これらの取組状況や検証等を踏まえ、初等中等教育段階も含め更に議論

※初等中等教育段階での秋季入学への移行は、児童生徒の一時的急増による教師・施設の確保、社会への影響、幼稚園の教育・運営への影響、教育現場に更なる負荷がかかるため、国民や社会の十分な理解と協力が必要

#### (2) 子供の育ちを社会全体で支えるための取組

##### ①子供たちの創造的な活動を支援するための学校・家庭・地域や企業の取組

- 「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働活動」の一体的推進・取組支援
- 図書館・公民館など社会教育施設におけるICTの有効活用

##### ②新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進等

- 教育に大人が関わりを持てるようにする観点からもテレワークを更に推進
- 年次休暇の取得、時間単位の年次休暇制度の導入の好事例の紹介

#### 今後に向けて

- 提言内容の速やかな実行とフォローアップの実施が必要
- 今後、さらに、①高大接続の望ましい在り方、②教師の質の向上や多様な人材の活用のための方策、③対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方、④データ駆動型の教育への転換のための取組について掘り下げた検討が必要

※詳しくは第12次提言(本文)をご参照ください。

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikuseisei/teigen.html>)

教育再生実行会議 第12次提言

検索



2

### 4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とそのための基盤整備～

- 様々な教育データを活用し、現状把握と効果的な教育政策を立案・実施  
学びのデータ(学習面、生活・健康面、教師の指導面)を多様な場面で活用
- 国において、司令塔となる組織の強化を図るなど、抜本的に改革

#### データによる政策立案

- 教育の特性を踏まえたEBPMの手法・課題の整理
- データの紐づけ、長期的な縦断調査、教師のデータの調査、実証分析の活用を検討

#### 教育データ基盤の整備

- ユニバーサルIDや認証基盤の検討(マイナンバー制度の活用を含む)
- ※転校時等の教育データの持ち運び等の方策も検討
- 安定的なデータ流通の検討

#### 調査・分析・研究体制

- 調査やEBPMを統括する体制や人員の強化
- 文部科学省・国立教育政策研究所と大学等との連携により、教育データの分析・研究に関する機能の構築
- 公的な教育データプラットフォームの在り方、個人が自身の様々なデータを集約・活用できる仕組みの検討
- 教育と福祉などの幅広い分野とのデータの連携による児童生徒への支援

教育を学習者主体の教育に転換していく必要があります。

そのための手段として、特に、現在、政府を挙げて積極的に取り組んでいるデジタル化の推進とも軌を一にして、教育においてもデジタル化に適切に対応しつつ、データ駆動型の教育に転換していく必要があります。これによって、子供や保護者にとっては、学びの質がより多様で充実していくことにつながり、教師や学校にとっては、指導方法の充実のみならず働き方改革にも資することになります。さらに、国や教育委員会などの行政にとっては、現状把握に基づく効果的な政策立案が可能となるなど、教育の新たな可能性を拓くことが期待されます。

具体的な提言は四つのパートから成っています(本稿では理念的な部分を中心に説明しますので、取組概要を併せてご覧ください。

一つ目は初等中等教育関係についてです。

総論として、ポストコロナ期における初等中等教育の在り方を考えるに当たっての三つの視点を示しています。

- ・第一に、学校は、教師と児童生徒、児童生徒同士の直接的な関わり合い、多様な体験を通して学ぶ場としての「集う機能」に、特に存在意義があること
- ・第二に、対面指導か遠隔・オンライン教育かという二項対立でなく、対面指導を基本としつつ、児童生徒の発達

段階や学ぶ内容に応じて遠隔・オンライン教育を適宜取り入れ、双方の良さを最大限に生かすことが重要であること

- ・第三に、遠隔・オンライン教育の効果等について、データによる現状把握や教育実践の検証・評価を通じて、知見を蓄積していく必要があること

です。その上で、「ニューノーマルにおける初等中等教育の姿」として、

- ・個人と社会全体のウェルビーイングの実現を念頭に、学習者主体の教育活動を展開するため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実すること
- ・こうした学びを進めていくため、ICTの活用が効果的であること
- ・学習や生活・健康に関するデータ、教師の指導・支援等に関するデータを適切に収集し活用すること
- ・これらの取組と併せて、少人数によるきめ細かな指導体制等の整備や教師の質の向上等を推進する必要もあることとしていきます。

二つ目は高等教育関係についてです。総論として、ポストコロナ期における高等教育の在り方を考えるに当たっての三つの視点を示しています。

- ・第一に、遠隔・オンライン教育は、高等教育の新たな可能性を拓くものであり、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても後戻りすることはあり得ないため、学修者本

位の視点に立って、面接授業とオンライン教育の双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求することが重要であること

- ・ 第二に、大学等は、単に知識・技能を修得するためだけの場でなく、正課外活動も含めた学生生活全般において、学生間における多様な協働・交流を通じた社会性や対人関係能力の涵養等が行われることに価値があり、全人格な教育の場としての大学等の学び、経験の全てが遠隔・オンライン教育に代替されるものではないこと
- ・ 第三に、遠隔・オンライン教育は緒に就いたばかりであり、教育実践の検証や評価を通じて、知見を蓄積していくことが必要であること

です。

その上で、「ニューノーマルにおける高等教育の姿」として、

- ・ 学修者本位の教育を実現することが求められていること
- ・ 個人と社会のウェルビーイングの実現のため、初等中等教育と連携を図りながら、学びの多様化を進め、より多くの人に対して高等教育を受ける機会を充実することが大変重要であること
- ・ 我が国の高等教育を「入口での質保証」から「出口における質保証」へと転換していくこと

が求められるとしています。

三つ目は教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策についてです。(1)で大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進、(2)で子供の育ちを社会全体で支える取組の推進について、提言されました。

(1)については、令和2年3月から5月に全国の多くの学校で臨時休業が実施された中、子供の「学びの保障」の選択肢の一つとして秋季入学への移行が検討されたことを背景に、教育再生実行会議でも議論がなされました。初等中等教育については、「学びの保障」の議論と切り離して、義務教育への就学時期を前倒しする場合について検討しましたが、その場合でも、児童生徒の一時的急増による教師・施設の確保、社会への影響、幼稚園の教育・運営への影響といった課題が生じ、教育現場にも更なる負荷がかかるため、国民や社会の十分な理解と協力を得ることが不可欠としています。結論としては、全ての学校種で一律に秋季入学へと移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化について、産業界における新卒一括採用やメンバーシップ型中心の採用・雇用慣行の改革と併せて、取組を進めていくことが重要であるとしています。こうし

た取組の進捗状況や検証等を踏まえ、将来的に、初等中等教育段階も含め更に議論することが適当としています。

(2)については、コロナ禍で子供たちの生活が普段と大きく変わる中で、社会全体で子供の育ちや学びを支えていくことが極めて重要であるとし、「学校教育と社会教育の連携・協働」が不可欠であることや、地域の大人たちが教育に関わりやすくなるよう、テレワークなどの柔軟な働き方等を普及する必要があるとしています。

四つ目はデータ駆動型の教育への転換についてです。今後、政府全体のデジタル化の推進の一環として、教育のデジタル化を進め、データ駆動型に転換する中で、様々な教育データを活用し、効果的な教育政策を立案・実施するとともに、学びのデータを多様な場面で活用する必要があります。また、国における組織の体制の強化や、学校の設置者においても規模や実態に応じて必要な体制を整えていくことが必要としています。

今後、文部科学省を中心に関係省庁も連携して必要な検討や取り組みを行ってまいります。